

持ち家等リフォーム補助金 FAQ（よくある質問）

1 申込及び受付について

Q1-1 この事業の申込方法は？

A1-1 往復ハガキに必要事項を記入し、下記募集期間内に名張商工会議所へご提出ください。

募集期間 ※期間内必着

令和3年5月10日（月）～令和3年6月11日（金）

提出先

〒518-0729 名張市南町 822 - 2 名張商工会議所 持ち家等リフォーム補助金 宛

往復ハガキ記入事項 ※往信用ハガキ裏面にご記入ください

- ①申込者住所
- ②申込者氏名
- ③電話番号
- ④所有者氏名（申込者との続柄）
- ⑤改修工事の概要

また、返信用ハガキに送付先（申込者住所及び氏名）をご記入し、ご提出ください。

- ・ 募集期間終了後、返信用ハガキで受付結果を通知いたします。なお、多数の申込みがあった場合、抽選を行い、結果を通知いたします。

Q1-2 提出書類は？

A1-2 申込みについては、往復ハガキのみの提出となります。募集期間終了後、交付申請の案内ハガキ（抽選を実施した場合はその当否）を送付します。案内に従い、申請書等必要書類を提出してください。

Q1-3 多数の申込みがあった場合、先着順で対象者を決定するのか？

A1-3 先着順ではありません。募集期間終了後に集計を行い、募集件数を上回った場合は、抽選により対象者を決定します。なお、募集期間を越えて届いたものについては、抽選の対象となりません。

Q1-4 世帯で複数枚応募してもよいのか？

A1-4 世帯で1枚の応募をお願いします。同じ氏名や、同じ住所地のハガキを複数枚確認した場合は、1枚を抽選対象とします。

Q1-5 この事業は例年実施の事業か？

A1-5 本事業は新しい生活様式に役立てるための住宅環境の改善促進とともに新型コロナウイルスに対する経済対策として建設業者等を支援するため実施するものなので、例年実施をするものではありません。今後の状況に応じて実施を検討します。

2 改修工事について

Q2-1 対象となる改修工事は？

A2-1 原則として住宅等の本体、付随するもの及び外構の改修工事が対象となります（一部対象外）。機器等の設置や組立のみといった工事を伴わないものについては対象外です。詳細は別表1の対象工事一覧をご覧ください。なお、実施に際しては建築基準法をはじめ、各種法令を順守してください。

○

【新しい生活様式に役立つもの<在宅ワークスペースの確保、人的接触の低減、換気に配慮した改修、花壇などの環境整備、居住空間の快適さを高める工事、自然災害、安全対策に関する改修工事または、住宅関連事業者支援として取付等工事が発生するもの】

- ① 屋根、雨どい、外壁・内壁、間仕切り、天井、床、階段、土台、基礎、庭（造園）、玄関ポーチ、バリアフリー工事（手すり、段差の解消、廊下等の拡張、エレベーター等の設置）等の改修・補修・塗装等
- ② 工事の伴うカーテンボックス、照明器具（引掛けシーリングタイプは対象外）、換気扇、レンジフード、バルコニー・ウッドデッキ・パーゴラ、じゅうたん、カーペット（置くだけは対象外）、造作家具（大工工事を伴うもの）、ペレット、薪ストーブ、給湯器・ヒートポンプ給湯器・太陽熱温水器、システムキッチン、流し台、ガスコンロ・電磁調理器・食器洗浄機等（システムキッチンと一体のもの）洗面化粧台、便器、浴槽、洗面台、流し台等の設置・取り換え等
- ③ 網戸、ガラス、ドア、ふすま、障子、畳の設置・取り換え・張替え等
- ④ スイッチ、コンセント、電話、インターネット、テレビアンテナ、電気容量増設、給水、排水、ガス等の配管、堀、門、塀、柵（安全、防犯対策に資するもの）等の工事等

×

新築、別棟、車庫、物置、ペット関連の小屋などの工事、太陽光パネル、家電（エアコン、冷蔵庫、AV機器等）、防犯システム、防犯カメラ、火災報知器、カーテン、カーテンレール、ブラインド、白アリ防除工事 等

Q2-2 すでに工事を始めている場合や、工事が終わっている場合でも、補助の対象になるか？

A2-2 補助の対象になるのは未実施の工事のみです。必ず、申請書を提出して、補助金交付決定通知書を受け取ってから（補助金交付決定日以降に）、工事を始めてください。補助金交付決定日より前に契約・着工をした場合は、補助の対象外となります。

Q2-3 複数の工事をする予定があり、それぞれの工事を別々の市内施工業者に依頼しようと考えている。すべての工事が対象になるか？

A2-3 補助対象となるものであれば、すべての工事が対象になります。補助金交付申請書の施工業者記入欄には代表となる施工業者をご記入ください。なお、見積書は、施工業者すべてのものを提出してください。

申請ができるのは、1 つの住宅（外構工事の場合は1 つの敷地）につき1 回だけですので、複数の工事をするときは、まとめて申請をしてください。

Q2-4 カーペットや、畳、薪ストーブ、換気扇、コンロなど、機械を購入し、施工業者による取付工事をしない場合は、補助の対象になるか？

A2-4 施工業者による取付工事を伴わないものは、補助の対象になりません。

Q2-5 補助の対象になる工事と補助の対象にならない工事を一緒にする場合の、どちらの工事にもかかる諸経費は、補助の対象になるか？

A2-5 諸経費のうち、補助対象工事に関するものだけが対象になります（金額等をもとに按分）。見積書には対象内外を区分できるような内訳を記載してください。

Q2-6 機械（エコキュート等）などをリースした場合、補助の対象になるか？

A2-6 リースした機械は、リース会社などが所有者になるので、補助の対象になりません。

Q2-7 廃材処分費は補助の対象になるか？

A2-7 補助対象工事に係るものであれば対象になります。

Q2-8 シロアリ防除工事は補助の対象になるか？

A2-8 補助の対象になりません。ただし、被害部分の改修や補強に係る工事は補助の対象になります。

3 補助対象について

Q3-1 店舗や事業所などを工事する場合は、補助の対象になるか？

A3-1 補助の対象になりません。対象になるのは、所有者または3親等以内の親族が居住している住宅、または、取得した空き家等で居住しようとするものです。空き家等で居住する場合、「移住定住者空き家活用型」、「市民空き家活用型」の募集もあります。

Q3-2 店舗、事業所等と一体になっている住宅を工事する場合は、補助の対象になるか？

A3-2 住宅の部分にかかる工事のみ対象になります。店舗等の部分は対象になりません。

Q3-3 住宅と同一棟にある車庫、物置などを工事する場合は、補助の対象になるか？

A3-3 住宅と同一棟である場合に限り、車庫、物置などの工事も対象となります。

Q3-4 借家や賃貸アパートに住んでいるが、補助の対象になるか？

A3-4 対象になりません。所有・居住している住宅が対象になります。

Q3-5 所有する貸家、貸マンション、貸アパート等を工事する場合は、補助の対象になるか？

A3-5 補助の対象になりません。申請者が所有・居住している住宅が対象になります。なお、アパート等の所有者がその建物に居住している場合は、所有者の居住部分の工事に限り対象になります。

Q3-6 同一敷地内に複数の住宅等がある場合に、それぞれの住宅等について申請できるか？

A3-6 所有・居住を別の世帯がしていれば、それぞれの住宅等について申請できます。

Q3-7 住宅の所有者が単身赴任で市外に住んでいるが、申請することはできるか？

A3-7 単身赴任等（所有者が施設に入所している場合等を含む）で一時的に居住要件を満たさない方も申請者になることができます。

Q3-8 亡くなった親が所有していた家屋に居住している。所有権移転等の登記はしていないが固定資産税も支払っている。申請者として認められるか。

A3-8 当補助金の補助対象者は「市内に住民票がある住宅の所有者又は3親等内の親族である者」です。登記上の名義が亡くなった親になっている場合でも対象となります。

Q3-9 施工業者が、自分の住宅を工事する場合、申請することはできるか？

A3-9 申請することができます。ただし、金額の比較や妥当性の判断をするため、他社の見積書の提出を求める場合があります。

Q3-10 経営している会社等、法人名義で家屋を所有し、居住をしている。補助対象になるのか？

A3-10 補助対象となるのは、個人が所有して居住する住宅等です。法人等が所有している場合、代表者氏名と居住者氏名が同じであっても補助対象になりません。

4 施工業者について

Q4-1 本店・本社が市外にあっても、市内に支店・営業所があれば、市内施工業者に該当するのか？

A4-1 市内施工業者には該当しません。市内施工業者とは、「名張市内に本社又は本店を有する法人で、名張市内に1年以上継続して所在しているもの」です。本店・本社が市外にある場合、市内施工業者には該当しません。

Q4-2 市内施工業者の指定等はあるか？

A4-2 市内施工業者について、会議所では特に指定しておりません。実施したい工事の内容等で施工業者をお選びください。

後日、対象となる市内施工業者一覧を会議所HPに掲載する予定ですので、参考にしてください。

5 申請、交付決定後の手続等について

Q5-1 申請した工事を取りやめることになった場合、どうすればよいか？

A5-1 計画廃止（中止）届（様式第5号）を名張商工会議所に提出してください。なお、申請を取り下げた場合でも提出いただいた書類については返却しませんのでご了承ください。

Q5-2 交付決定後、申請内容を変更することになった場合、どうすればよいか？

A5-2 交付決定の内容に変更が生じるようなものであれば、変更承認申請書（様式第3号）を、変更に係る書類と併せて提出してください。工事の内容が変更されるようであれば、見積書や平面図、改修箇所の写真等を提出いただきます。なお、交付額の変更は予算の範囲内で行います。また、補助金

交付額の上限が20万円なので、申請した工事に対して支払った金額（消費税及び地方消費税を除く）が60万円以上であれば、変更はありません（※ 変更後の金額の見積書等を完了実績報告書提出時に添付していただきます。Q6-3参照）。

6 完了実績報告書について

Q6-1 完了実績報告書は、いつまでに提出すればよいか？

A6-1 必要書類を揃え、事業完了後30日以内に提出してください。なお、受け付けられるのは令和3年12月28日までとなります。

Q6-2 工事は完了したが、支払いがまだの場合、完了実績報告書を提出できるか？

A6-2 提出できません。完了実績報告書には領収書の写しの添付が必要です。

Q6-3 支払額が申請した見積額より少なかった場合は、どうなるのか？

A6-3 交付額が変わりますので、まずは変更承認申請書を提出し、変更の決定を受け、その後に完了実績報告書を提出してください。なお、補助金交付額に変更がないような場合は軽微な変更とみなしますので、実際の支払額に応じた書類（見積書、契約書及び領収書の写し）と併せて完了実績報告書を提出してください。

7 補助金の請求について

Q7-1 請求書提出後、どのくらいで補助金は振り込まれるのか？

A7-1 請求書提出していただいた月の翌月20日での振り込みを予定しています。20日が土、日、祝日に該当する場合は、翌営業日となります。

※ 完了実績報告書と同時に請求書の提出を可としていますが、請求日はあくまでも補助金交付確定通知日以後のものとなります。

Q7-2 補助金の受け取り方法は？

A7-2 請求書にて指定された銀行口座へ振り込みます。

Q7-3 申請者以外でも補助金を受け取ることができるか？

A7-3 補助金を受け取ることができるのは申請者のみです。振込口座も申請者名義のものとなります。